

- 給与上手くんα Pro II VERSION:16.301
- 給与上手くんαクラウド Pro II・給与上手くんαクラウド SE Pro II VERSION:16.301

当プログラムは、マイクロソフト社のサポート対応終了に伴い、Windows XP・Vista・7・8.1・10 搭載機へのインストールは不可となっています。

- ◆ 雇用保険法の改正
 - 雇用保険料率
 - ①令和8年度雇用保険料率（令和8年4月から令和9年3月まで）が改正されました。
“一般”の事業：14.5/1,000 から 13.5/1,000 に引き下げられます。
内訳：失業等給付・育児休業給付の保険料率→事業主・被保険者とも 5.0/1,000
雇用保険二事業の保険料率→事業主のみ負担は、引き続き 3.5/1,000
- ◆ 子ども・子育て支援法
 - 子ども・子育て拠出金率
 - ①令和8年4月分からの子ども・子育て拠出金率は0.36%で据え置きとなる見込みです。
（令和8年4月1日以降に正式な決定がなされます。）
 - 子ども・子育て支援金制度
 - ①改正概要
子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）により、児童手当等の財源確保のため「子ども・子育て支援金」が創設されました。
 - ②令和8年度の子ども・子育て支援金額
 - ・支援金額（月額）＝標準報酬月額（賞与額）×支援金率（令和8年度0.23%）（労使折半）
 - ・徴収開始：令和8年4月分（5月支払分）より開始
- ◆ 令和8年度税制改正

※非課税限度額の引き上げに関しては、あらかじめ令和8年4月1日施行を想定し先行対応をしております。

 - マイカー通勤に関する改正（適用時期：令和8年4月1日以後支給分から）
 - ①マイカー通勤手当の非課税限度額引上げ
令和7年度税制改正に続き、通勤距離が片道65km以上の従業員について、マイカー通勤手当の非課税限度額が引き上げられます。
 - ②駐車場等料金の非課税枠の創設（上乗せ分）
一定の要件を満たす駐車場等の利用料金について、月額上限5,000円を、マイカー通勤手当の非課税限度額に上乗せできるようになります。
 - 食事の現物支給に係る所得税の非課税限度額の引上げ（適用時期：令和8年4月1日以後支給分から）
 - ①会社支給の食事補助費の非課税限度額引き上げ
 - ・現行：月額3,500円 ⇒ 改正後：月額7,500円（※従業員負担が50%以上の要件は変更なし）
 - ②深夜勤務に伴う夜食代（現物支給以外）の非課税限度額引き上げ
 - ・現行：300円以下 ⇒ 改正後：650円以下（予定）
- ◆ その他の改良・修正を行いました。

※詳細は、次ページからの“給与処理d b【給与計算】（VERSION: 16.301）の変更点”を参照してください。

ご注意

- 他のICSシステムとマスターのやり取りを行われる場合は、他のICSシステム側も当改正対応プログラムのインストールを行い、バージョンを統一してください。

給与処理 d b 【給与計算】 (VERSION:16.301) の変更点

改正概要

I. 雇用保険法

1) 雇用保険料率

①令和 8 年度雇用保険料率（令和 8 年 4 月から令和 9 年 3 月まで）が改正されました。

“一般”の事業：14.5/1,000 から **13.5/1,000** に引き下げられます。

※内訳：失業等給付・育児休業給付の保険料率→事業主・被保険者とも **5.0/1,000**

雇用保険二事業の保険料率→事業主のみ負担は、引き続き **3.5/1,000**

他の事業については下図参照。

事業の種類	負担者		事業主負担		①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	②	失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
(令和7年度)	5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和7年度)	6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000
(令和7年度)	6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000

(枠内の下段は令和7年4月～令和8年3月の雇用保険料率)

参考 URL：雇用保険料率について | 厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108634.html>

II. 子ども・子育て支援法

1) 子ども・子育て拠出金率

①令和 8 年 4 月分からの子ども・子育て拠出金率は **0.36%で据え置き** となる見込みです。

(令和 8 年 4 月 1 日以降に正式な決定がなされます。)

2) 子ども・子育て支援金制度

①改正概要

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）により、児童手当等の財源確保のため「子ども・子育て支援金」が創設されました。

02_法改正の概要,新旧対照表(抜粋)

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e0eb9d18-d7da-43cc-a4e3-51d34ec335c1/31f3e2fd/20240612_policies_young-carer_12.pdf

②令和 8 年度の子ども・子育て支援金額

・支援金額（月額）＝標準報酬月額（賞与額）×支援金率（令和 8 年度 0.23%）（労使折半）

年収	被保険者一人当たり（月額）
200 万円	192 円
400 万円	384 円
600 万円	575 円
800 万円	767 円
1,000 万円	959 円

- ・徴収開始：令和 8 年 4 月分（5 月支払分）より開始
- ・支援金率は段階的に引き上げ見込みです。（0.4%程度まで）

参照：子ども・子育て支援金制度について | こども家庭庁

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomokosodateshienkinseido>

Ⅲ. 令和 8 年度税制改正

※上記非課税限度額の引き上げに関しては、あらかじめ令和 8 年 4 月 1 日施行を想定し先行対応をしております。今後、延期等となった場合には、自動計算をしている箇所については手修正が必要となる場合があります。ご注意ください。

1) マイカー通勤に関する改正

①マイカー通勤手当の非課税限度額引上げ

令和 7 年度税制改正に続き、通勤距離が片道 65km 以上の従業員について、マイカー通勤手当の非課税限度額が以下のとおり引き上げられます。

改正前		改正後	
通勤距離	非課税限度額	通勤距離	非課税限度額
片道 55km 以上	38,700 円	片道 55km 以上 65km 未満	38,700 円
		片道 65km 以上 75km 未満	45,700 円
		片道 75km 以上 85km 未満	52,700 円
		片道 85km 以上 95km 未満	59,600 円
		片道 95km 以上	66,400 円

・適用時期：令和 8 年 4 月 1 日以後支給分から

②駐車場等料金の非課税枠の創設（上乗せ分）

一定の要件を満たす駐車場等の利用料金について、月額上限 5,000 円を、マイカー通勤手当の非課税限度額に上乗せできるようになります。

・適用時期：令和 8 年 4 月 1 日以後支給分から

2) 食事の現物支給に係る所得税の非課税限度額の引上げ

①会社支給の食事補助費の非課税限度額引き上げ

・適用時期：令和 8 年 4 月 1 日以後支給分から

・現行：月額 3,500 円

・改正後：月額 7,500 円（※従業員負担が 50%以上の要件は変更なし）

《例》1 食あたり 800 円×20 日＝月額 16,000 円

現行：会社 3,500 円／従業員 12,500 円

改正後：会社 7,500 円／従業員 8,500 円 →従業員負担が 4,000 円軽減

②深夜勤務に伴う夜食代（現物支給以外）の非課税限度額引き上げ

・現行：300 円以下

・改正後：650 円以下（予定）

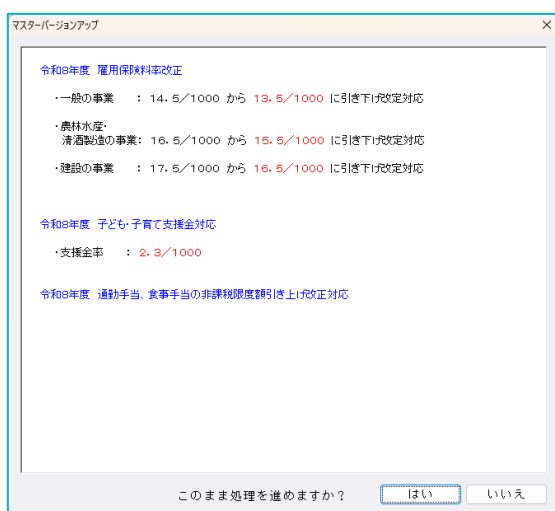
※判定は、会社支給日で判定しております。

《ご注意》

- ① 給与と上手くんαシリーズやC S環境のサーバー機とクライアント機は、共に改正対応プログラムのインストールを行いバージョンを統一してください。
- ② 改正後のマスターを改正前の『令和7年分年末調整改正対応プログラム』で動作することは可能ですが、入力画面等を開くと再計算が行われ改正前の保険料率で計算しますのでご注意ください。
- ③ 『令和7年分年末調整改正対応プログラム』以降で作成したマスターと当プログラムで作成したマスターは互換性があるため、どちらのプログラムからでも「通信・移動処理（給与マスターコピー含む）」は行えます。
※ 『令和7年分年末調整改正対応前プログラム』ではマスターのやり取りは行えません。

改正対応

- 『令和8年給与マスター』の入力画面等を開くと、改正内容の情報を表示します。変更内容を確認の上、“はい”で処理を進めてください。



I. 登録・導入／新規会社登録・修正・削除

1) 会社登録－社会保険タブ

- ① 健康保険料率の欄に、「子育て支援金」欄を新設しました。
(適用開始月以前でも欄は表示されます。率は空欄又は 0.000 です。)

地区名称	大阪					
給与率 (/1000)	健康保険				子育て支援金	介護
		基本	特定	調整		
被保険者	50.650	34.450	16.200		1.150	8.100
事業主	50.650	34.450	16.200		1.150	8.100
合計	101.300	68.900	32.400		2.300	16.200
給与率 (/1000)	健康保険				子育て支援金	介護
		基本	特定	調整		
被保険者						
事業主						
合計						

2) 社員登録

- ① 労働条件タブ－通勤費ダイアログ
 - ・ 電車・バス／マイカー・自転車：「非課税総額（当月分）」について、改正に対応しました。
 - ・ 「駐車場代」欄を新設しました。最大 5,000 円を非課税総額に上乗せします。
(適用開始以前でもグレー欄の入力不可状態で表示されます。)

電車・バス/マイカー・自転車:		
支払方法	一括	
支払間隔	毎月	
支払開始月(年月)		
通勤距離(片道)		Km
支払総額	0	円
駐車場代	0	円
課税総額(当月分)	0	円
非課税総額(当月分)	0	円

②社会保険タブ

健康保険料の内訳として「内子ども・子育て支援金」行を新設しました。
 全年度において表示されますが、金額は令和8年以降マスターで自動でセットされます。
 (適用開始以前でも金額0で表示されます。)

改定種別	従前		改定(算定結果)		改定(月変結果)	
	月変	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
新保険料改定年月	*	令和04年07月	分保険料		分保険料	分保険料
健康保険 標準報酬月額/等級	*	410 千円	27 等級		千円 等級	千円 等級
厚生年金保険 標準報酬月額/等級	*	410 千円	24 等級		千円 等級	千円 等級
健康保険料			26,139			
内基本保険料			18,493			
内特定保険料			7,175			
内調整保険料						
子育て支援金			471			
介護保険料						
厚生年金保険料			34,417			

3) 項目属性登録

①食事手当(課税 SW「自動」)の非課税限度額を3,500円から7,500円に変更しました。
 (令和8年4月以降適用)

II. 登録・導入/源泉徴収税額表

1) 通勤費

①マイカー通勤手当の非課税限度額の引き上げ及び駐車場代の非課税限度額への加算に対応しました。
 ・バージョン「システム:08年04月001版」のテーブルを追加しました。

バージョン
 システム : 08年04月 001版

- ・片道65kmメートル以上の1ヶ月あたりの限度額を追加しました。
- ・駐車場代を新規で追加しました。

マイカー・自転車	片道の通勤距離		1ヶ月あたりの限度額	
	以上	未満	以上	未満
	95.00 キロメートル		66,400 円	
	85.00 キロメートル	95.00 キロメートル	59,600 円	
	75.00 キロメートル	85.00 キロメートル	52,700 円	
	65.00 キロメートル	75.00 キロメートル	45,700 円	
	55.00 キロメートル	65.00 キロメートル	38,700 円	
	45.00 キロメートル	55.00 キロメートル	32,300 円	
	35.00 キロメートル	45.00 キロメートル	25,900 円	
	25.00 キロメートル	35.00 キロメートル	19,700 円	
	15.00 キロメートル	25.00 キロメートル	13,500 円	
	10.00 キロメートル	15.00 キロメートル	7,300 円	
	2.00 キロメートル	10.00 キロメートル	4,200 円	
		2.00 キロメートル		全額課税 円
	駐車場代			5,000 円

Ⅲ. 登録・導入／社会保険料額表

1) 【健康保険料】／協会管掌

①子ども・子育て支援金制度に対応しました。

- ・バージョン「システム：08年04月001版」のテーブルを追加しました。

バージョン
システム：08年04月001版

- ・保険率タブに「子ども・子育て支援金率」欄を新設しました。

子ども・子育て支援金率 [%]	保険率	0.230
	負担率	0.115

- ・保険料額表タブに「子ども・子育て支援金率」欄、「子ども・子育て支援金」欄をそれぞれ新設しました。

都道府県		特定保険料率	保険率	3.240 %	子ども・子育て支援金率	保険率	0.230 %	介護保険料率	保険率	1.620 %		
北海道		負担率	1.620 %	負担率	0.115 %	負担率	0.810 %					
標準報酬	報酬月額	健康保険料									子ども・子育て支援金	
		介護保険第2号被保険者に該当しない場合			介護保険第2号被保険者に該当する場合							
等級	月額	円 以上	円 未満	10.280 %	11.900 %	0.230 %				0.230 %		
				全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額	
1	58,000		63,000	5,962.4	2,981.2	6,902.0	3,451.0	133.4	66.7			
2	68,000	63,000	73,000	6,990.4	3,495.2	8,092.0	4,046.0	156.4	78.2			
3	78,000	73,000	83,000	8,018.4	4,009.2	9,282.0	4,641.0	179.4	89.7			
4	88,000	83,000	93,000	9,046.4	4,523.2	10,472.0	5,236.0	202.4	101.2			
5	98,000	93,000	101,000	10,074.4	5,037.2	11,662.0	5,831.0	225.4	112.7			
6	104,000	101,000	107,000	10,691.2	5,345.6	12,376.0	6,188.0	239.2	119.6			
7	110,000	107,000	114,000	11,308.0	5,654.0	13,090.0	6,545.0	253.0	126.5			
8	118,000	114,000	122,000	12,130.4	6,065.2	14,042.0	7,021.0	271.4	135.7			
9	126,000	122,000	130,000	12,952.8	6,476.4	14,994.0	7,497.0	289.8	144.9			
10	134,000	130,000	138,000	13,775.2	6,887.6	15,946.0	7,973.0	308.2	154.1			
11	142,000	138,000	146,000	14,597.6	7,298.8	16,898.0	8,449.0	326.6	163.3			
12	150,000	146,000	155,000	15,420.0	7,710.0	17,850.0	8,925.0	345.0	172.5			
13	160,000	155,000	165,000	16,242.4	8,121.2	18,802.0	9,401.0	363.4	181.7			

2) 【健康保険料】／組合管掌

①「子ども・子育て支援金」欄を新設しました。

- ・全年度において表示されますが、令和7年以前は入力不可のグレーで空欄です。
- ・バージョンを新規作成して子ども・子育て支援金率（額）を入力してください。

《給与率（内訳）タブ》

率編集時

給与率 (/1000)	健康	基本	特定	調整	子ども・子育て支援金	介護	表作成の端数処理 (小数点以下)
被保険者	62.605	45.105	17.500	0.000	1.150	7.800	第1位切り捨て
事業主	63.605	45.105	17.500	1.000	1.150	7.800	第1位切り上げ
合計	126.210	90.210	35.000	1.000	2.300	15.600	

《給与率（合計）タブ》

●率編集時

※給与率（内訳）タブを参照

●額編集時

- ・保険料額表の下部に横スクロールバーを配置しました。

標準報酬	報酬月額	健康保険料									子ども・子育て支援金		
		介護なし			介護あり								
等級	月額	以上	未満	被保険者	事業主	計	被保険者	事業主	計	被保険者	事業主	計	
1	58,000		63,000	3,631.00	3,690.00	7,321.00	4,083.00	4,143.00	8,226.00	66.00	67.00	133.00	
2	68,000	63,000	73,000	4,257.00	4,326.00	8,583.00	4,787.00	4,857.00	9,644.00	78.00	79.00	157.00	
3	78,000	73,000	83,000	4,883.00	4,962.00	9,845.00	5,491.00	5,571.00	11,062.00	89.00	90.00	179.00	
4	88,000	83,000	93,000	5,509.00	5,598.00	11,107.00	6,195.00	6,285.00	12,480.00	101.00	102.00	203.00	
5	98,000	93,000	101,000	6,135.00	6,234.00	12,369.00	6,899.00	6,999.00	13,898.00	112.00	113.00	225.00	
6	104,000	101,000	107,000	6,510.00	6,615.00	13,125.00	7,321.00	7,427.00	14,748.00	119.00	120.00	239.00	
7	110,000	107,000	114,000	6,886.00	6,997.00	13,883.00	7,744.00	7,855.00	15,599.00	126.00	127.00	253.00	
8	118,000	114,000	122,000	7,387.00	7,506.00	14,893.00	8,307.00	8,427.00	16,734.00	136.00	136.00	271.00	

《賞与率タブ》※賞与率「使用する」のときのみ

賞与率 (/1000)	健康	差本	特定	調整	子ども・子育て 支援金	介護
被保険者	62,605	45,105	17,500	0.00	1.15	7,800
事業主	63,605	45,105	17,500	1.00	1.15	7,800
合計	126,210	90,210	35,000	1.00	2.30	15,600

3) 【雇用保険料】 / 雇用保険料率

①令和8年度の雇用保険料率に対応しました。

・バージョン「システム：08年04月001版」を追加しました。

バージョン
システム：08年04月001版

(単位：/1000)

	雇用保険料率	労働者負担 (失業・育児休業等 給付に係る保険料率)	事業主負担	失業・育児休業等 給付に係る保険料率	二事業に係る 保険料率
一般の業種	13.50	5.00	8.50	5.00	3.50
農林水産・酒造・製菓業	15.50	6.00	9.50	6.00	3.50
建設業	16.50	6.00	10.50	6.00	4.50

IV. 給与・賞与 / 入力・出力

1) 給与・賞与

①「健康保険料」の内訳項目として「子育て支援金」を追加しました。(令和8年以降マスター) 自動計算項目(水色)で、上書き入力が可能です。※明細書入力には表示されません。

・社員一覧入力

個人コード	社員氏名	健康保険料	健康内基本保険料	健康内特定保険料	介護保険料	健康内調整保険料	子育て支援金
000001	上本町 太郎	62,678	41,885	19,602	9,801		1,391
000002	役員兼労働者	72,002	47,886	22,518	11,259		1,588
000004	パート	7,355	4,892	2,300			163
000006	休職者	13,468	8,957	4,212			299
000007	時給						

・項目一覧入力

個人コード	000001(月給)	000002(月給)	000004(時給)	000006(月給)	000007(時給)
健康保険料	62,678	72,002	7,355	13,468	
健康内基本保険料	41,885	47,886	4,892	8,957	
健康内特定保険料	19,602	22,518	2,300	4,212	
介護保険料	9,801	11,259			
健康内調整保険料					
子育て支援金	1,391	1,588	163	299	
厚生年金保険料	39,476	45,900	12,380	29,700	
その他社会保険料					
雇用保険料		7,100	550	1,250	600
社会保険合計	131,954	213,361	20,890	39,508	800
住民税	0	0	0	0	0

・登録更新 - ユーザー項目登録

- ◎ 4001 : 健康保険料
- ◎ 4002 : 健康内基本保険料
- ◎ 4003 : 健康内特定保険料
- ◎ 4004 : 介護保険料
- ◎ 4005 : 健康内調整保険料
- ◎ 4083 : 子育て支援金
- ◎ 4006 : 厚生年金保険料
- ◎ 4007 : その他社会保険料
- ◎ 4008 : 雇用保険料
- ◎ 4010 : 社会保険合計
- ◎ 4012 : 住民税
- ◎ 4017 : 前7月以降住民税
- ◎ 4018 : 初回6月分住民税
- ◎ 4019 : 7月以降分住民税
- ◎ 4014 : 既払い定期代

項目登録

	項目名称	内容
1	健康保険料	17,612
2	介護保険料	2,754
3	子育て支援金	391
4	厚生年金保険料	31,110
5	雇用保険料	3,000
6	社会保険合計	54,476

②子ども・子育て支援金の計算

子ども・子育て支援金 = 標準報酬月額（賞与額）×子ども・子育て支援金率

※端数処理は、標準報酬月額（賞与額）に、一般保険料率と子ども・子育て支援金率とを合算した率を乗じて得た額を折半した上で、50 銭以下切り捨て、50 銭超切り上げです。

これに伴い、健康保険関連の計算を以下のように変更しました。（※ = 端数処理）

（改正前）健康保険料 = （一般保険料率 + 介護保険料率）×標準報酬月額（※）

特定保険料 = 特定保険料率×標準報酬月額（※）

介護保険料 = 健康保険料 - （一般保険料率×標準報酬月額（※））

基本保険料率 = 健康保険料 - 特定保険料 - 介護保険料

（改正後）健康保険料

= （一般保険料率 + 介護保険料率 + 子ども子育て支援金率）×標準報酬月額（※）

特定保険料 = 特定保険料率×標準報酬月額（※）

介護保険料

= 健康保険料 - （（一般保険料率 + 子ども子育て支援金率）×標準報酬月額（※））

子ども子育て支援金 = 子ども子育て支援金率×標準報酬月額（※）

基本保険料率 = 健康保険料 - 特定保険料 - 介護保険料 - 子ども子育て支援金

2) 賃金台帳

①健康保険料の内訳項目として、保険関係に「子育て支援金」を追加しました。

（令和 8 年以降マスター）

処理月 状況	給与3月分 済	給与4月分 処理中	給与5月分 処理中
健康保険料	61,952	61,288	62,678
健保内基本保険料	41,503	41,684	41,685
健保内特定保険料	20,449	19,602	19,602
介護保険料	9,619	9,801	9,801
健保内調整保険料			
子育て支援金			1,391
厚生年金保険料	58,475	58,475	58,475
その他社会保険料			
雇用保険料			
社会保険合計	131,046	130,562	
住民税	0	0	
既払い定期代			
前月端額分	0	0	0
当月端額	0	0	0

4 月分（5 月引き落とし）から金額発生

3) 出力処理

①明細書出力

・F6 出力項目 - 出力設定タブ - 控除項目欄設定において、「子育て支援金を出力」の設定を追加しチェックボックス方式へ変更しました。（令和 8 年以降のマスターで選択可能）

健康保険料内訳を出力

出力項目

介護保険料のみ出力

基本・特定・調整保険料のみ出力

両方を出力

➔

健康保険料内訳を出力

出力項目

介護保険料を出力

基本・特定・調整保険料を出力

子育て支援金を出力

※「両方を出力」にチェックが入っていたマスターは、バージョンアップ後「介護保険料」「基本・特定・調整保険料を出力」の 2 つにチェックのある状態となります。必要に応じて付け直してください。

・給与明細書に子ども・子育て支援金額を表示できるようにしました。（最大 5 桁）
上記出力設定のチェックによって、表示が異なります。

（例）すべてにチェックのある状態

							500,000	
健(基 18,493 特 7,175 調 410 子 471 介 3,198)			厚(基金 2,460 政府 31,957)					
健康保険料	厚生年金保険料	その他社会保険料	雇用保険料	課税対象額	所得税	住民税		
29,747	34,417		2,500	433,336	11,950			

《出力パターン》

<input checked="" type="checkbox"/> 介護保険料を出力	→	①
<input checked="" type="checkbox"/> 基本・特定・調整保険料を出力	→	②
<input checked="" type="checkbox"/> 子育て支援金を出力	→	③

☑パターン	表示
①	(内介護 123,456)
②	健 (基本 123,456 特定 123,456 調整 123,456)
③	(子育て支援金 12,345)
①②	健 (基本 123,456 特定 123,456 調整 123,456 介護 123,456)
①③	健 (子育て 12,345 介護 123,456)
②③	健 (基本 123,456 特定 123,456 調整 123,456 子育て 12,345)
①②③	健 (基 123,456 特 123,456 調 123,456 子 12,345 介 123,456)

※英語表記は、子育て支援金→Child

②については出力していないため、①Care と③Child を組み合わせて表示します。

①③のパターン

健(子育て 575 介護 4,050)					
	健康保険料	厚生年金保険料	其他社会保険料	雇用保険料	課税対象額
	30,325	45,750		2,893	499,705

②③のパターン

健(基本 17,600 特定 8,100 子育て 575)					
	健康保険料	厚生年金保険料	其他社会保険料	雇用保険料	課税対象額
	30,325	45,750		2,893	499,705

※「子ども・子育て支援金」の項目は、年調処理中で「年末調整処理での過不足税額表示」設定が下記の場合出力はされません。

(以前から「健康保険・厚生年金」の内書き出力も同様に出力されていません。)

- ①「所得税」と「過不足税額」を分けて出力する。
- ②単独年調処理時、「過不足税額」のみで力する。

②月別給与一覧表

・F6 出力項目－控除額タブに「☐子育て支援金」の項目を追加しました。(初期値＝☑なし)

出力	選択項目 (出力順)
<input checked="" type="checkbox"/> 1.	01) 健康保険料
<input checked="" type="checkbox"/> 2.	02) 健保内基本保険料
<input checked="" type="checkbox"/> 3.	03) 健保内特定保険料
<input checked="" type="checkbox"/> 4.	04) 健保内調整保険料
<input checked="" type="checkbox"/> 5.	05) 子育て支援金
<input checked="" type="checkbox"/> 6.	06) 健保内介護保険料
<input checked="" type="checkbox"/> 7.	07) 厚生年金保険料
<input checked="" type="checkbox"/> 8.	08) その他社会保険料

控	健康保険料	30,325
	健保内基本保険料	17,600
	健保内特定保険料	8,100
	健保内調整保険料	
	子育て支援金	575
	健保内介護保険料	4,050
	厚生年金保険料	45,750
	その他社会保険料	

③社会保険チェックリスト

総保険料、本人負担に「子育て支援金」の項目を追加しました。

《総保険料》	《本人負担》
内 基 本 料	内 基 本 料
内 特 定 料	内 特 定 料
子育て支援金	子育て支援金
内 介 護 料	内 介 護 料
健 康 保 険 料	健 康 保 険 料
(70.400/1000)	(35.200/1000)
(32.400/1000)	(16.200/1000)
(2.300/1000)	(1.150/1000)
(16.200/1000)	(8.100/1000)
(121.300/1000)	(60.650/1000)
35,200.00	17,600
18,200.00	8,100
1,150.00	575
8,100.00	4,050
60,850.00	30,325

④社会保険計算リスト-健康保険リスト

「子育て支援金」の項目を追加しました。

00000009 サンプル株式会社	都道府県:大阪	(101.300/1000)				
健保サイン 個人コード	氏 名	性別 年齢	現健保等級	健康保険	内基本保険	介護保険
健介自動 000001	フリガナ	生 年 月 日	標準報酬額	子育て支援金	内特定保険	
	上本町 太郎	男 40	[47]	62,678	41,685	9,801
	ウエホマ タロウ	昭 60. 6. 6	1,210,000	1,391	19,602	
小計				62,678	41,685	9,801
6人(1人)				1,391	19,602	
<<総 合 計>>				62,678	41,685	9,801
12人(1人)				1,391	19,602	

V. 表形式 (ProIIのみ)

1) 給与マスター表形式処理

①抽出項目設定に、「191 子育て支援金」項目を追加しました。(自動計算項目)

抽出項目設定	設定数	項目	設定
	520		[INS] 設定切替
187		健保内基本保険料	○
188		健保内特定保険料	○
189		健保内調整保険料	○
190		健保内介護保険料	○
191		子育て支援金	○
192		厚生年金保険料	○
193		其他社会保険料	○
194		雇用保険料	○

②ファイル作成を行った際、乙欄の社員の所得税が「0」となるケースがあったのを 修正しました。

所得税	0
-----	---

《条件》

以下 2 点に該当する場合に、現象が起きていました。

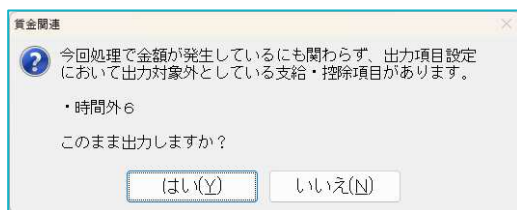
- ・ 年末調整設定-年末調整処理での過不足税額表示「「所得税」と「過不足税額」を分けて出力する。」を選択している。
- ・ 出力処理-源泉徴収票の F6 出力設定-金額出力タブ「“年調未済”該当者の控除額等を出力」にチェックがある。

修正

I. 給与・賞与

1) 出力処理

- ①源泉徴収簿兼賃金台帳において、金額が発生しているにもかかわらず、下記の注意喚起メッセージが表示されないケースがあったのを修正しました。



《詳細》

- ・過去の月で「不使用」とされていた“項目①”を、当月で“使用”に変更
過去の月で「使用」に設定されている“項目①”以降の支給項目について、金額発生有り無しのチェックが行われなくなっていました。（支給項目のみ）
この時、総支給額、差引支給額には該当項目の金額が集計されていました。

以上